

GYOKAKU

共感と連携による
改革のステップアップ

第3次 田原市 行政改革大綱

概要版<平成27年度~平成31年度>



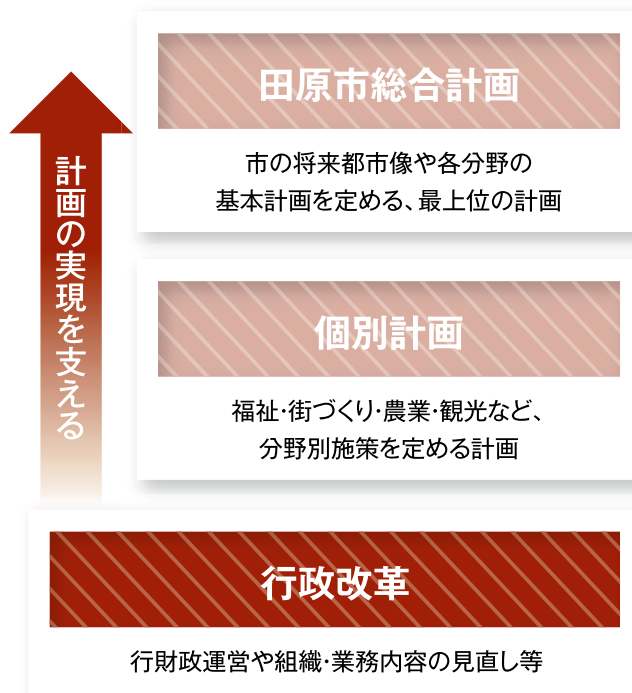
行政改革のあらまし

行政改革の目的

- 田原市では、『田原市総合計画』や分野別の個別計画に基づき、さまざまな施策を推進し、市の活性化を図っています。
- こうした計画に基づいた施策を、より効果的に、より円滑に進めていくためには、計画の推進を下支えする行財政運営の効率化や質の向上を図っていく必要があります。
- 『行政改革』とは、行財政運営のあり方や方針を見直し、効率化や質の向上を目指す取組です。田原市では、5年ごとに集中して改革すべき項目を定め、改革を進めています。

行政改革へご理解・ご協力を

- 今回、平成27年度～平成31年度を改革期間とした、『第3次田原市行政改革大綱』を策定しました。
- このパンフレットでは、これまで取り組んできた行政改革の経過、田原市の現状、第3次田原市行政改革大綱の概要をご紹介します。
- 改革を進めていくためには、市民の皆さんのご理解とご協力が必要となりますので、ぜひご一読ください。



◆『第3次田原市行政改革大綱』の全編は、田原市ホームページでご覧いただけます。

<http://www.city.tahara.aichi.jp/>



■ これまでの取組

第1次田原市行政改革大綱

(改革期間:平成17年度～平成21年度)

- 2度の合併を経た新市の土台づくりとして、「新生田原市の基礎づくり」を基本方針に掲げ、市民サービスの標準化や行政運営の効率化・スリム化を重視して改革に取り組みました。



第2次田原市行政改革大綱

(改革期間:平成22年度～平成26年度)

- 「参加と協働、連携による改革」を基本方針に掲げ、多様な主体との「参加と協働」、民間活力の導入による市民サービスの再構築を中心に改革に取り組みました。



漆田保育園

主な取組成果

- H17年度 | 調整手当廃止等職員手当の見直し、市営施設管理協会の廃止
- H18年度 | 定員適正化計画策定、指定管理者制度の導入、投票区再編の実施、パブリックコメント実施
- H19年度 | 事務事業評価の実施、補助金見直しガイドラインの策定
- H20年度 | 施策評価の試行実施、福祉タクシー・バス料金制度の見直し
- H21年度 | 機構改革(組織のスリム化、グループ制度の導入等)の実施

主な取組成果

- H22年度 | 公共事業コスト構造改善プログラム策定、補助金適正化ガイドライン策定
- H23年度 | 東三河滞納整理機構設立、渥美半島観光ビューロー設立、広告取扱要綱策定
- H24年度 | コンビニ収納開始、社会福祉協議会基盤強化計画策定、パスポート発行開始
- H25年度 | 公共施設白書発行、リサイクルプラザ廃止
- H26年度 | 漆田保育園民営化、新給食センター運営開始

田原市の現状は

人口構造の変化

改定版第1次田原市総合計画では、人口増加に寄与する諸施策に取り組むことで、総人口の維持を図っていますが、政策人口を加味しない人口推計の場合、平成52年には約5万人まで減少すると予測されています。

年齢構成別で見ると、年少人口の割合は、現在の13.7%から、平成52年には11.2%に、老年人口割合は、現在の22.2%から、平成52年度には35.2%になると見込まれており、高齢化が一層進むと予測されています。



人口減少・少子高齢化の影響

生産年齢人口の減少や後継者不足等による地域経済（主に農業・工業）の停滞があげられます。

人口減少や経済活動の停滞により、市税収入（市民税・法人市民税）の減少が懸念されます。

高齢化の進展は、扶助費など社会保障費の増加を招き、市の財政運営を圧迫します。

歳出総額に占める扶助費の割合が増加すると、他の事業（特に公共施設や道路等の社会インフラへの投資的経費）に充てられる金額は限られます。

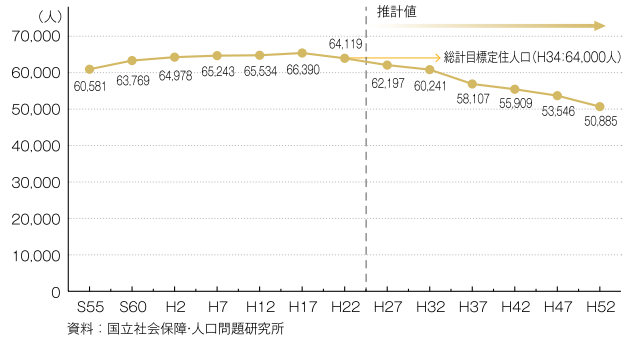
【義務的経費】 地方自治体の経費のうち、支出が義務的で任意では削減できない経費のこと。歳出のうち特に人件費・公債費・扶助費が狭義の義務的経費とされる。歳出に占める義務的経費の割合が小さいほど財政の弾力性があり、比率が高くなると財政の硬直度は高まるとされている。

【扶助費】 社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障がい者、生活困窮者に対して行う支援に要する経費のこと。

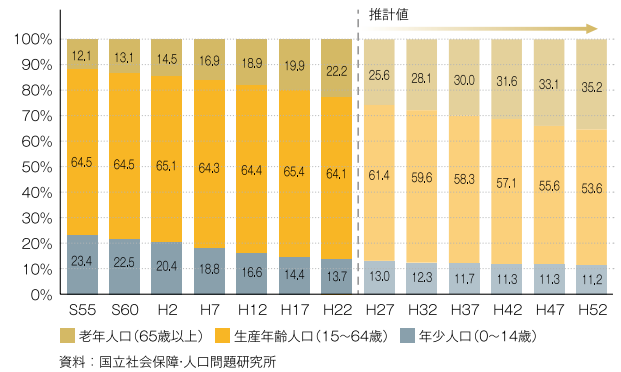
【公債費】 地方自治体が借り入れた地方債の元利償還費と一時借入金の利息の合計。

【投資的経費】 道路・学校・公園などの公共施設の建設などに必要となる経費のこと。普通建設事業費。

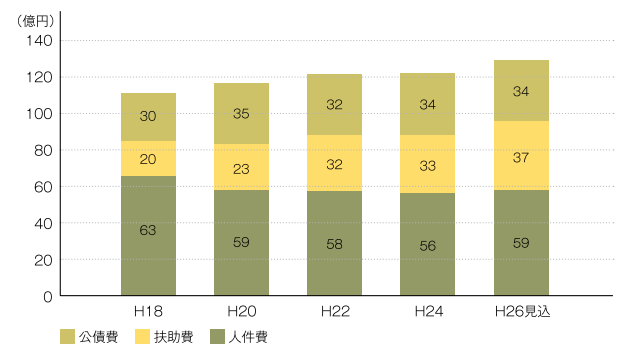
田原市の人口の推移と予測



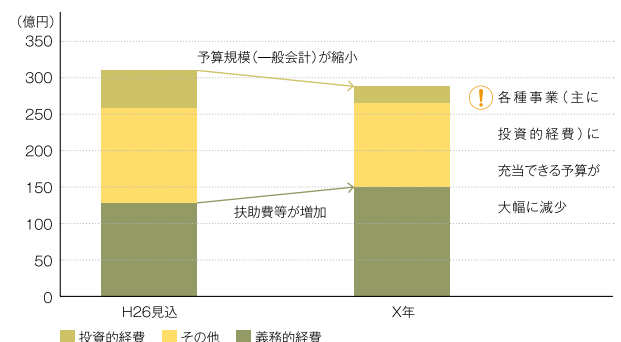
田原市の年齢階層別人口割合の推移と予測



義務的経費(普通会計)決算額の推移



予算規模が縮小し扶助費が増加(イメージ図)



第3次田原市行政改革大綱の概要

基本方針

これからの行財政運営は、人口減少・少子高齢化など、人口構造の変化による影響のほか、不透明な社会経済情勢、地方分権の推進に向けた広域連携の必要性、多様化・複雑化・広域化する行政需要など、社会動向を踏まえ考えていく必要があります。

『第3次田原市行政改革大綱』では、これまでの普遍的な方針を引き継ぎながら、「地域の自立」に向けた土台づくりや市内外の連携による行政運営、市民の共感が得られるような市民サービスの質の向上にも視点を置き、課題解決に向け、改革を進めることとしました。

取組姿勢

基本方針に基づく改革を進めるにあたって、右記の観点に配慮し取り組みます。



基本方針

「共感と連携による改革のステップアップ」

主旨

- 市内外の連携による課題解決、市民サービスの再構築、質の向上
- 「みんなが幸福を実現できるまち」に向けた基礎づくり
- 継続した改革による効率的・効果的な行財政運営の維持と向上

改革期間

平成27年度～平成31年度(5か年)

「共感」を得られる努力をする

説明責任を果たし、市民との相互理解を図りながら取り組みます。

「連携」について検討する

民間委託や市民協働、他自治体との連携など、より効果の上がる手法を検討します。

「地域の自立」を念頭に置く

それぞれの取組が、「住み良さの向上」「人口減少対策」「社会基盤の整備」「地域コミュニティの活性化」など、地域の発展に不可欠な要素につながる手段の一つであることを認識します。

アクションプラン(実行計画)

基本方針に基づく改革を行うため、26の改革項目を定め、向こう5年間で取り組むべき内容をアクションプラン(実行計画)として策定しました。

アクションプランは、組織や業務の内容を見直す「市役所内部の改革」と、市民サービスの質の向上等を図る「市民サービスの再構築」に分類しています。



市役所内部の改革

A 事務の広域化

⇒ 近隣自治体と共同で、効率的・効果的な事務処理を行います。

改革項目	方向性・取組内容
1 広域連携による滞納整理事務	平成28年度を目標に、東三河地方税滞納整理機構を東三河広域連合へ移管します。
2 介護保険運営事業の広域化	平成30年度を目標に、東三河広域連合による保険者統合を目指します。
3 広域連携による事務処理システムの導入	東三河6市町村による内部情報システムの共同利用を目指します。

B 事務の適正化

⇒ 事務内容や目的に見合った体制を構築します。

改革項目	方向性・取組内容
4 社会福祉協議会の強化支援	自主財源の確保や人材育成等について支援します。
5 渥美半島観光ビューローの自立支援	組織・事務局体制の検討・整備、中期事業計画の立案、収益事業の検討などに取り組みます。
6 社会教育施設のあり方及び管理運営方式の見直し	文化・スポーツ関連施設のあり方及び管理運営方法を検討します。

C 事務の質向上

⇒ 効率化だけでなく、質の向上の視点で事務や体制を見直します。

改革項目	方向性・取組内容
7 定員適正化計画の見直し・進行管理	平成27年度に新たな定員適正化計画を策定するとともに、職員の人材育成を図ります。
8 公共工事のコスト縮減	総合的なコスト構造改善について検討・推進します。
9 公有資産台帳の充実	台帳のデータベース化及びGISによる可視化を図ります。
10 地域と連携した道路・河川の整備・維持補修	道路や河川の整備計画を策定し、市としての方針を示し、計画的な整備促進を図ります。



※アクションプランの進捗状況は、年度ごと田原市ホームページなどでお知らせします。



市民サービスの再構築

D 公共施設の機能適正化

⇒ 市全体や個別の公共施設のあり方を検討します。

改革項目	方向性・取組内容
11 公共施設のあり方の検討	個別施設の適正化実施計画を策定し、効率的な公共サービスの提供、施設総量の圧縮等を図ります。
12 市民館のあり方の検討	生涯学習・コミュニティ・防災・福祉等の拠点としての機能充実のため、整備基準を検討します。
13 火葬場等のあり方の検討	施設の改修・集約化・位置・管理運営方式など多角的に方向性を検討し、新斎場の整備を進めます。
14 資源化センターの統合	資源化センターの統合(集約)を進めます。

E 次世代育成の環境向上

⇒ 保育園、小中学校等の再編や環境向上を図ります。

改革項目	方向性・取組内容
15 小中学校の規模適正化	学校全体配置計画に基づき再編を進めます。
16 保育園の適正化・民営化	保育園の総合的な規模適正化・民営化について推進します。



F サービス体制の見直し

⇒ 各種市民サービスのあり方や質の向上を図ります。

改革項目	方向性・取組内容
17 コミュニティ乗合交通の運行見直し	市内公共交通の役割分担・連携を明確化し、コミュニティ乗合交通を地域と協働で運行見直しを進めます。
18 農業公園の管理運営の検討	公園の方向性及び管理運営方式について検討します。
19 窓口サービスの向上	民間委託やサービス体制の充実について検討します。
20 市民活動支援センターの機能向上	役割や機能について妥当性を評価し、運営方式の見直しを図ります。
21 イベント事業の適正化	市主催のイベントについて開催内容・運営体制を評価し、各イベントのあり方を検討します。
22 情報発信の強化	市民との情報共有化、効果的・効率的な情報発信を進めます。
23 生涯読書の普及と読書環境の向上	図書館と学校や地域との連携により、市民へ本に親しむ環境を提供します。

G 受益者負担の見直し

⇒ 受益者負担の原則に基づき、投資効果の公平化を図ります。

改革項目	方向性・取組内容
24 使用料・手数料の見直し	受益者負担割合算定基準(仮称)を策定します。
25 ごみ有料化(減量化)	ごみ有料化と連動したごみ減量化・資源化の推進について検討します。
26 汚水処理事業の再構築(農集排水使用料の適正化)	汚水処理のコスト削減、農業集落排水使用料の従量制化を進めます。

広域連携による新たな行政改革の取組

東三河広域連合^{※1}

平成27年1月設立の「東三河広域連合」は、東三河8市町村^{※2}が共同で、それぞれの地域の個性を活かしつつ、将来にわたり発展できるよう、一体的な地域づくりを行うことを目的としています。

「共同処理事務」による効率化・経費節減のほか、共通課題の解決に向けた「広域連携事業」や、国・県からの「権限移譲事務」も視野に、「成長する広域連合」を目指しています。



一体的な地域づくり

市町村の枠を越え、
広域課題と一緒に取り組みます！

質の高い市民サービス

権限移譲を受け、
地域ニーズに沿ったサービスを提供します！

効率的な行政運営

行政事務の一部を共同で実施し、
経費節減や効率化を図ります！

田原市は、広域連合の一員として、行政改革の視点から、共同処理事務にとどまらず、共通課題への対応や東三河全体の地域活性化などについて、提案していきます。

※1【広域連合】複数の都道府県や市町村が共同で、行政区域にとらわれず、広域的な地域づくりや行政サービスの提供などを行うために設置する特別地方公共団体のこと。

※2【東三河8市町村】 田原市・豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・設楽町・東栄町・豊根村

東三河広域連合ホームページ <http://www.east-mikawa.jp/>